

事例番号：260150

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第四部会

1. 事例の概要

初産婦。妊娠33週1日、妊産婦は、下腹部痛と性器出血を自覚し当該分娩機関を受診した。超音波断層法で胎児徐脈、胎盤肥厚が認められ、医師は、常位胎盤早期剥離の所見で、母児ともに危険な状態であると判断し、緊急帝王切開が決定された。血液検査の所見は、血小板 $18.4 \times 10^4 / \mu\text{L}$ 、プロトロンビン時間11.0秒、APTT25.2秒、Dダイマー $63.8 \mu\text{g} / \text{mL}$ 、フィブリノーゲン $275 \text{mg} / \text{dL}$ であった。胎児心拍数陣痛図上、胎児心拍数60～70拍/分の徐脈が認められた。入院から65分後に手術が開始され、その5分後に帝王切開で児が娩出された。胎盤は、大量の凝血塊を伴い、ほぼ完全に剥離した状態であった。

児の在胎週数は33週1日で、出生時体重は2000g台であった。臍帯動脈血ガス分析値は、pH6.61、BE $-28.4 \text{mmol} / \text{L}$ であった。出生時、心肺停止状態で胸骨圧迫が開始され、気管挿管が行われた。アプガースコアは、生後1分、5分ともに0点であった。アドレナリンが投与され、生後19分に心拍が再開した。NICU入室後人工呼吸器管理となったが、重度の新生児仮死であり、新生児遷延性肺高血圧症の可能性が考えられるため集中治療が必要と判断され、高次医療機関NICUへの搬送が決定された。

高次医療機関NICU入院後、血圧低下がみられ、血液検査の所見により

播種性血管内凝固症候群（D I C）が著明であると判断された。生後1日の頭部超音波断層法では、両側基底核の高輝度に加え、両側視床にも境界明瞭な高輝度領域がみられ、中心溝周囲の皮質にも輝度上昇が認められた。生後5ヶ月の頭部MRIでは、「大脳半球はほとんど壊死、液状化しており、脳幹、小脳も萎縮、軟化あり」との所見で、破壊性孔脳症と診断された。

本事例は病院における事例であり、産科医2名、小児科医1名、麻酔科医1名と、助産師3名、看護師5名関わった。

2. 脳性麻痺発症の原因

本事例における脳性麻痺発症の原因は、常位胎盤早期剥離による胎児低酸素・酸血症であると考えられる。常位胎盤早期剥離の関連因子は妊娠経過中には認められないが、入院後の所見より、妊娠高血圧症候群の発症が関与した可能性は否定できない。

常位胎盤早期剥離の発症時期は、妊産婦に下腹部痛、性器出血の症状が出現した頃あるいはその少し前頃と推察される。

3. 臨床経過に関する医学的評価

臨床症状、超音波断層法および胎児心拍数陣痛図の所見から常位胎盤早期剥離と診断し、帝王切開を決定したことは適確である。分娩監視装置を装着したこと、静脈確保を行い、酢酸リンゲル液を投与したことは一般的である。血液検査を実施し、母体のD I C評価のため血液凝固機能検査を行ったことは医学的妥当性がある。妊産婦が受診した時刻、および緊急帝王切開を決定した時刻を診療録に記載していなかったことは一般的ではない。入院から手術開始まで65分を要したことは、人員の確保、妊産婦に対する輸液による抗ショック治療および血液検査の実施、児の蘇生準備等を考慮すると一般的

である。臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

新生児蘇生、および高次医療機関NICUでの管理が必要と判断し搬送したことは一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 診療録の記載について

本事例では、診療録に、妊産婦が受診した時刻、常位胎盤早期剥離と診断し帝王切開を決定した時刻等について記載されていなかった。母体および胎児が危険な状況に陥った際には、その診断、治療を決定した時刻等を診療録に記載することが望まれる。また、妊産婦に対して行った検査等についても、全て記録に残すことが望まれる。

(2) 胎盤病理組織学検査について

胎盤病理組織学検査は、その原因の解明に寄与する可能性があるので、分娩経過に異常を認めた場合や重症の新生児仮死が認められた場合には実施することが望まれる。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

事例検討について

児が重度の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが望まれる。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

常位胎盤早期剥離の予知・予防について

常位胎盤早期剥離の発生機序の解明、予防方法、早期診断に関する研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

特になし。